

石川県バスケットボール協会U12部会  
チームならびに選手の登録に関する注意事項

令和4年4月10日

1. 登録について

- ・ 本部会の事業に参加するチームならびに選手は、毎年度、石川県バスケットボール協会（以下「県バスケ協会」とする）に登録しなければならない。
- ・ 県バスケ協会への登録は、TeamJBAに登録し、かつチーム加盟費ならびに競技者登録料を納入することによって完了する。

2. 選手登録の条件

- ・ チームに所属する登録選手は、選手の主たる居住地から所属するチームの主たる活動場所まで、安全に無理なく集合して活動し、活動後は安全に無理なく帰宅できる範囲であること。
- ・ 選手の移動中の安全確保について、選手の保護者が責任をもって行うことができる環境であること。

3. 年度途中の新規登録

- ・ 年度途中に登録するチームは、本部会ホームページの申込フォームから事前に申請し、本部会長の承認を受けて、県バスケ協会に登録しなければならない。
- ・ 年度途中に登録する選手は、随時、TeamJBAに登録しなければならない。

4. 選手の移籍

- ① 選手の移籍は、「U12カテゴリー移籍運用細則」第4条1.2.の特別な事情がある場合に認める。

② 登録の年度更新に合わせて所属を変更することも移籍とする。

- ・ 一度、T e a m J B Aに登録した選手が他チームへ移籍する場合は、次の条件を満たさなければならない。なお、移籍の回数は問わない。
  - (1) 転居
  - (2) 人間関係等のトラブル
- ・ 選手の移籍を申請する場合は、「U 1 2 移籍申請書」に必要事項を記入し、県バスケ協会事務局に郵送で提出する。県バスケ協会は、U 1 2 移籍申請書を受理してから14日以内に移籍の可否を申請者に通知する。  
(受理日によって多少前後する場合あり。)
- ・ 選手の移籍は、移籍元チームが所属する都道府県バスケ協会が定めた者が行い、移籍が承認された場合のみ認められる。
- ・ 移籍元チームが県外の場合は、当該チームが所属する都道府県バスケ協会間で情報共有の上、移籍元チームが所属する都道府県バスケ協会が定めた者が移籍の可否を判断する。
- ・ 移籍の可否を判断する者が当該チーム関係者の場合は、県バスケ協会が移籍の承認を行うものを別に定め、J B A U 1 2 カテゴリー一部会事務局に報告する。
- ・ 次の期間に移籍した選手は、「石川県U 1 2バスケットボール大会兼北信越大会予選会・全国ミニバスケットボール大会第一次予選会」、「石川県U 1 2バスケットボール選抜大会兼全国大会予選会」および地区・市町大会に出場することができない。但し、交歓大会やシードに関わらないなど主催者が認めた場合は除く。
  - (1) 本部会が主催する大会期間中。
  - (2) 「全能登U 1 2バスケットボール大会宮田杯」以降
  - (3) 「加賀地区U 1 2バスケットボール大会」以降
- ・ 移籍を希望する選手と保護者、もしくは当該チーム関係者は、事前に本部会ホームページのお問い合わせフォームにて相談すること。  
<https://bit.ly/3t5cmsT>